

建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項若しくは第5項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号、<u>法第59条の2第1項、第85条第3項又は第87条の3第3項</u>の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、<u>第85条第5項若しくは第6項又は第87条の3第5項若しくは第6項</u>の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書<u>の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</u></p> <p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第112条第10項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなけれ</p>	<p>(許可申請の添付図書)</p> <p>第3条 法第53条第4項若しくは第5項、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第59条の2第1項<u>の規定により</u>許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第3項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の7第5項、<u>第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により</u>許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書(法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書)の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。<u>ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第112条第11項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなけれ</p>	<p>規定整備</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による建築基準法の改正。</p> <p>許可の期間の延長に係る申請書、添付図書の明確化及び許可の期間の延長の許可申請時の添付図書の省略規定を追加</p>
<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第112条第10項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなけれ</p>	<p>(特定建築物の定期報告)</p> <p>第11条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第112条第11項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなけれ</p>	<p>規定整備</p>

ばならない建築物に限る。)であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第 12 条第 1 項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。)である建築物を除く。)

(2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(法定報告建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2～4 (略)

別表第 3 (第 6 条関係)

区分	手数料の名称	手数料の額
1～18 (略)	(略)	(略)
18の2 法第66条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき163,200円
18の3 法第66条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき163,200円
18の4～25 (略)	(略)	(略)
26 法第85条第5項の規定による仮設建築物の	仮設建築物建築許可申請手数料	

ばならない建築物に限る。)であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第 12 条第 1 項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。)である建築物を除く。)

(2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(法定報告建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2～4 (略)

別表第 3 (第 6 条関係)

事務	手数料の名称	手数料の額
1～18 (略)	(略)	(略)
18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき163,200円
18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき163,200円
18の4～25 (略)	(略)	(略)
26 法第85条第6項の規定による仮設建築物の	仮設建築物建築許可申請手数料	

規定整備

地域の自主性及び自立性を高めるた

建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	(存続期間1年以内)	1件につき 61,200円 1件につき 122,440円	建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	(存続期間1年以内)	1件につき 61,200円 1件につき 122,440円	めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による建築基準法の改正に伴う規定整備
26の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき 163,200円	26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき 163,200円	
27~31の5 (略)	(略)	(略)	27~31の5 (略)	(略)	(略)	
31の6 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 (1) 使用する期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料(使用期間1年以内)	1件につき 61,200円 1件につき 122,240円	31の6 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 (1) 使用する期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料(使用期間1年以内)	1件につき 61,200円 1件につき 122,240円	
31の7 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料(使用期間1年超)	1件につき 163,200円	31の7 法第87条の3第7項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料(使用期間1年超)	1件につき 163,200円	
31の8~40 (略)	(略)	(略)	31の8~40 (略)	(略)	(略)	